

平成 19 年第 9 回にかほ市議会定例会会議録（第 6 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一	財 政 課 長	森 鉄 也
税 務 課 長	齋 藤 利 秀	情 報 シ ス テ ム 課 長	齋 藤 正 司
市 民 課 長	木 内 利 雄	生 活 環 境 課 長	長 谷 山 良
農 漁 村 整 備 課 長	伊 藤 賢 二	観 光 課 長	武 藤 一 男
都 市 整 備 課 長	佐 々 木 義 明	下 水 道 課 長	渡 辺 講
ガ ス 水 道 局 管 理 課 長	佐 藤 俊 文		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第6号

平成19年12月21日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議案第101号 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第2 議案第102号 にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第103号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第104号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第105号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第106号 にかほ市後期高齢者医療に関する条例制定について
- 第7 議案第107号 にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第108号 にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第109号 にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第110号 あらたに生じた土地の確認について
- 第11 議案第111号 字の区域の変更について
- 第12 議案第112号 土地の処分について
- 第13 議案第113号 損害賠償の額を定めることについて
- 第14 議案第114号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）
- 第15 議案第115号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）
- 第16 議案第116号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）
- 第17 議案第117号 平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第118号 平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第119号 平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第120号 平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）
- 第21 陳情第12号 後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書
- 第22 陳情第13号 後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書
- 第23 陳情第14号 消費税の引き上げに反対する意見書採択を求める陳情
- 第24 陳情第15号 多重債務対策の充実を求める要請書
- 第25 にかほ市開発公社理事の推せんについて
- 第26 にかほ市開発公社監事の推せんについて
- 第27 議提第18号 後期高齢者医療広域連合への意見書
- 第28 議提第19号 消費税の引き上げに反対する意見書
- 第29 議提第20号 道路特定財源の確保に関する意見書
- 第30 議提第21号 にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから一般会計予算特別委員会のため、しばらくの間、休憩します。

午前10時00分 休 憩

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(23 名)

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明		

議会事務局職員

議会事務局長	竹内享一	局長補佐	藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

説明員

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	佐藤好文	市民部長	池田史郎
健康福祉部長	笹森和雄	産業部長	岩井敏一
建設部長	金子則之	教育次長	小柳伸光
ガス水道局長	須田登美雄	消防長	中津博行
総務部総務課長	齋藤隆一	財政課長	森鉄也
税務課長	齋藤利秀	情報システム課長	齋藤正司

市民課長	木内利雄	生活環境課長	長谷山良
農漁村整備課長	伊藤賢二	観光課長	武藤一男
都市整備課長	佐々木義明	下水道課長	渡辺講
ガス水道局管理課長	佐藤俊文		

.....

一般会計予算特別委員会審議日程

第1 予算特別小委員会の報告、質疑（議案第114号）

第2 討 論

第3 採 決

.....

午前10時01分 開 議

一般会計予算特別委員長（山田明君） ただいま出席している委員は23名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に、総務小委員長の報告を求めます。4番池田好隆総務小委員長。

【総務小委員長（4番池田好隆君）登壇】

総務小委員長（池田好隆君） おはようございます。一般会計予算特別委員会総務小委員会、議案第114号でございますが、平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）の当委員会が所管する部分についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、歳入でございます。6ページでございます。地方債の補正が3件載っておりますが、これは事業費の調整によるものでございますけれども、この中に1件、道路整備、合併特例債がございます。この合併特例債について、委員の中から意見がありました。発行可能額と発行実績、これがどのようになっているかというものでございます。これにつきまして説明がありました。まちづくり建設事業分として135億円、プラス基金造成として18億円、計145億3,500万円の合併特例債の枠があるという説明がありました。実績につきましては、18年度と19年度で、基金造成も含めて3件、6億5,850万円である、こういう説明がありました。

歳入、もう1件、10ページでございます。16款財産収入中、土地売払収入がございますが、5,573万5,000円の措置でございます。これにつきましては、議案第112号、単行議案とも関連いたしますけれども、内容は日沿道の関係、それから北部工業団地の売り払い、遊休地等の処分収入でございます。これにつきまして、売り払い単価について意見がありました。当局では、日沿道による国

の買い上げ、これは適切な価格であると見ている。それから北部工業団地、今回の売り払いはたまたま立地している企業の隣接地であります。従来と同じ単価の処分であると、こういう説明がございました。

次、歳出でございます。13 ページ、総務管理費の報酬の中に 18 万 6,000 円、特別職報酬等審議会委員の報酬がございます。提案の段階で説明がありましたとおり、10 人で 3 回という予定でございます。これにつきまして、委員の人选はどのような方法をとるのか。それから、精通した適切な人材が確保できるのか、こういった意見が出ました。これにつきまして、当局では、人选につきましては団体等に依頼をしたい。精通した人材といえますか、前回はそのような方法で団体に依頼してやっているの、今回もそうしたい、こういうふうな説明がありました。

次、13 ページでございます。総務管理費の報償費に 30 万円措置されてございます。これは慶弔費でございますけれども、18 年度の実績では 79 万円、今回の補正をプラスしますと 19 年度は 80 万円になります。支給の基準はあるようだが、法的に問題になるような支出はないか、こういった意見が出ました。当該年度分について資料等で説明を受けました。支出について当局でも若干議論のあるものがある、来年度に向けて見直しを検討したい、こういう報告がございました。

次、14 ページでございます。広報費でございますが、11 節に需用費 120 万円措置されております。これは印刷製本費の増ページ分ではありますが、これにつきましても若干の意見が出ております。広報に対する市民の評価、それはどのようなものか。それから協賛広告の状況はどのようなものか、この 2 点について意見が出ました。当局の説明では、広報は 16 ページ、これを標準としている。ただ、最近の状況では増ページの広報がふえてきている、つまり 18 ページがふえていると。内容についても、市民 — 今後ということでしょうが — 地域の情報提供をふやし、内容の充実に努めたい。市民評価の関係であります。市民評価は、まあはっきりした形ではないわけですが、担当の考え方では、まずまずよいのではないかと。ただ、首都圏のふるさと会の会員、これは役員なのでしょうか、これには広報を送付しているようですが、大変高評価の意見も承っていると、こういう説明がありました。

それから、協賛広告であります。96 枠あるようでありましてけれども、満杯の状況であると。これは 1 枠 1 万円と、こういうものでございますけれども、20 年度は増枠し、100 枠ぐらいを予定していると。それから、紙面の割りつけ、これは協賛広告の割りつけでございますけれども、これについてもさらに検討したい、こういう説明がありました。

最後になります。28 ページ、消防費でございますが、その中に災害対策費の中に修繕料 662 万 9,000 円でございます。これは全額共済から補てんされたものの支出でございますけれども、これについて、これは防災無線の落雷の被害で、2 件でありますけれども、これにも若干の意見が出ております。火災による付近への影響がないのかどうか、あるいは、場所変更等の必要性はないのかどうか、こういった意見が出ました。これにつきましては、外部接触箱内での被害であると — 今回の 2 件ですね。一部場所の変更を検討していると。外部接続場所はほとんどが屋外という状況にあるようですが、23 年から 5 ヶ年計画で屋内用を検討している、こういう説明がございました。

当委員会所管部分につきましては、全員の賛成で可決に決しております。以上でございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、総務小委員会委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。13番菊地衛教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（13番菊地衛君）登壇】

教育民生小委員長（菊地衛君） おはようございます。当委員会に付託になりました案件の審査が終わっておりますので、報告をいたしたいと思っております。

議案第114号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）中、市民部、健康福祉部、教育委員会、消防本部に関する事項、賛成多数で可決いたしております。

若干、審査の内容について申し上げたいと思っております。

社会福祉費で高齢者や障害者へのさまざまな事業が展開されておりますが、予算の組み替えは別として、実績、あるいは今後の見込みということで減額になっている部分について質疑がありました。その1つの地域支援事業ですが、対象となる特定高齢者の決定が、すべての検診が終了し、結果が出てからの11月ということで、平成20年度は早期に検診を開始し、8月までには対象者を決定し、高齢者の支援に取り組んでいきたいとの答弁をいただいております。

教育費の中で、本会議でも説明がございましたが、臨時職員の労災加入についての質疑がありました。これまでの公務災害補償の共済組合から労働災害保険へと移行するようですが、秋田県市町村総合事務組合からの申請により、労働基準監督署との協議の結果、教育委員会関係だけで108人が対象となるようで、これまでの共済の1人一定額の掛金から、給与額に一定の率を乗じて掛けることになるための増額との説明を受けております。

文化財保護費の国指定史跡等申請調査費に関し、遊佐町では一足先に申請し、山形県と協調し、将来は世界遺産への登録も視野に入れての取り組みのようですが、当市は少しおくれをとったものの、鳥海信仰に関する神社等の調査から始め、由利本荘市と共同し、文化庁とも協議をしながら、来年7月ごろまでには国指定を目指し申請したいとの計画のようです。予算は、新潟と秋田市からの専門家の2人分の2回の謝礼となっております。

当委員会所管の部分でも、燃料費や光熱費の増額が随所に見られ、暖房の需要期に入っている市民生活への影響が懸念されました。

以上、報告といたします。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。5番宮崎信一産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（5 番宮崎信一君）登壇】

産業建設小委員長（宮崎信一君） おはようございます。当委員会に付託になりました審査が終わっておりますので、御報告申し上げます。

議案第 114 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）中、産業部、建設部、農業委員会に関する事項でございます。全員の賛成により可決いたしております。

審査の内容を若干報告させていただきます。

議案のほうは 112 号のほうにもございましたが、12 月 19 日に現場踏査を行いました。また、一般質問でもありました平沢海水浴場前の防風ネットなども視察をさせていただきました。そして、8 月の災害で壊れました横川殿村橋、また、議案第 112 号土地の処分での仁賀保墓地公園等の踏査を行っております。

殿村橋につきましては、補正に出しておりますが、工事費が 3,500 万円、設計が 200 万円となっております。来年の農繁期に向けて 3 月末までの完成予定ということでございますが、できるだけ早く完成してほしいという委員からの意見でございました。また、墓地公園のわきのほうの売り払いについてでございますが、入のほうで出てきますが、545 万 6,000 円、いわゆるあずまやと街灯の分の支障物件等補償費でございます。こちらのほうは、出のほうの 8 款 4 項 1 目 13、15 の立木伐採の委託料、また、支障工作物等撤去工事で、150 万 3,000 円、89 万 9,000 円というふうになります。この差額分で今後のあずまや等、街灯等の設置を検討中ということでございます。以上でございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。 — 15 番榊原均委員。

15 番（榊原均君） 一、二点、委員長にお伺いしたいと思います。

まず最初に、23 ページ、農業振興費の 19 節負担金補助及び交付金のうちの豪雨災害対策資金利子補給の補助金ということがありますけれども、これ存置項目だと思いますけれども、災害、あのとおり大変被害者にとっては大きな被害になったところもありますけれども、この辺の、この利子補給の補助金について、委員会で、例えば今後どの程度見込まれるとか、そういう具体的な話し合いがなされたかどうか、もしありましたらお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう 1 点、25 ページ、観光施設費の不動産鑑定委託料 35 万円ですけれども、議案質疑でもありましたけれども、それ以外のところで委員会で何かお話し合いされたかどうか、その 2 点についてお聞かせいただきたいと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） お答えいたします。

農業振興費の存置でございますが、残念ながら今のところ申し込みがないということで、これはいろいろ条件等の問題があるように伺っております。

それから、25 ページの、これは質疑でも出ておりましたが、転売不可ということで、月 30 万円の賃貸料で、一応鑑定をいたしまして、相手方のほうでは現状のまま借りたいという要望があるようでございます。ただし、不動産鑑定を行いまして、その中で、この月 30 万円というものが変更

なる可能性もあるというふうになっております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第 114 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第 114 号に対する討論を終わります。

これから議案第 114 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 114 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）に対する各小委員長の報告はいずれも可決です。議案第 114 号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第 114 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）は、各小委員長の報告のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前 10 時 23 分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前 10 時 24 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業部長から発言を求められておりますので、これを許します。産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 12 月 14 日の村上議員の質疑で、議案第 110 号あらたに生じた土地の確認についてにおきまして、 の「このほかに確認の必要な土地はありませんか」の答弁の中で、「主な埋立地 5 ヲ所、合わせて 82 ヘクタール」とお答えしておりますが、「8.2 ヘクタール」の誤りでしたので、訂正し、あわせて会議録についても訂正くださいますようお願いいたします。（該当箇所訂正済み）

議長（竹内睦夫君） 日程第 1、議案第 101 号郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてから、日程第 20、議案第 120 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）までの議案 20 件、日程第 21、陳情第 12 号後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書から、日程第 24、陳情第 15 号多重債務対策の充実を求める要請書までの 4 件、計 24 件を一括議題とします。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。4 番池田好隆総務常任委員長。

【総務常任委員長（4 番池田好隆君）登壇】

総務常任委員長（池田好隆君） 当総務常任委員会に付託になりました議案 4 件、陳情 2 件につきまして、審査の経過、結果について御報告を申し上げます。

最初に、議案第 101 号でございます。郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてでございます。御承知のとおり、19 年の 10 月 1 日から郵政民営化がスタートしたわけでありまして、その関連でございます。

第 1 条は、市長の資産公開に関する条例であります。これにつきましては「郵便」の文言を削除するものであります。第 2 条、職員の旅費に関する条例でございますけれども、路程計算中、「日本郵政公社の調べに係る路程表」という文言がありますが、これを削って、「市長の認めたもの」、これに変えるものであります。3 条は、にかほ市風致地区における建築等の規制に関する条例であります。これは都市計画法に基づく風致地区の関係でございますが、にかほ市内には 3 ヲ所あるようでございます。この中に、「国等」というふうな文言がありまして、この国等の中に日本郵政公社、これも入っております。「国等はその行為をするとき市長と協議」云々、こういう文言がありますが、国等の中の日本郵政公社、これを削るものであります。

議案第 101 号につきましては、全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第 102 号でございます。にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてでございます。この条例は個人情報の適正な取り扱いの確保を図るための条例であります。統計法、これが全部改正されまして、10 月 1 日から施行されております。この 44 条に他の制度との調整という項目がございます。重要な統計については総務大臣が指定する、こういうふうにはありますが、この関係の、これ文言の改正でございます。

議案第 102 号につきましても全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第 103 号でございます。にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

これは、提案理由でも説明がありましたけれども、国及び秋田県人事委員会、その勧告に基づく一般職の職員の給与の改定でございます。内容は 2 つございます。第 1 点は、第 8 条扶養手当の改正であります。扶養親族の子、父母等について、1 人については 6,000 円となっているものを 6,500 円に引き上げるものであります。対象者は 127 名おるという説明がございました。さらに、もう一点、別表の 1 及び 3 の改正でございます。別表の 1 は一般職並びに消防職の給与表であります。別表の 3 が医療職の関係であります。この別表につきましては、若年層の引き上げでございます。これにつきましては、国あるいは秋田県人事委員会等も同じ考え方になっております。年齢的には 33 歳未満程度、これ 1 級、2 級、3 級がありますが、それぞれ違います。目安とすれば、33 歳未満ぐらいが該当するようであります。対象は 88 名、引き上げの額は 200 円から 2,000 円までと、平均の改定率が 0.7% という説明がありました。

ここで若干申し上げますが、人事院勧告と秋田県人事委員会の勧告、両方あるわけでございますけれども、人事院勧告については民間との格差解消を図るのが骨子であると。県の人事委員会の勧告もあるわけでございますけれども、最近の勧告では御承知のとおり国と県での違いがあるわけがあります。さらに、従来は、国の勧告、あるいは県の人事委員会の勧告、ほとんど同じであったわけですが、若干最近は変わってきておると。県内自治体でも御承知のとおり違いがあるわけで、横並び方式が少し変わってきた、こういうふうな状況にあります。本市では、県内の動向、まあ県内動向ということですので、これ主なものはラスパイレス指数と思われれます。さらには、組合との話し合い、その辺を踏まえて最終判断をしたと、こういうふうな説明がございました。

委員の中から、給与体系についてももう少しわかりやすい形がとれないか。それから、採用の基準、現在はすべて初級職で行っているわけですが、これについても質問がありました。それから、ラスパイレス、18 年度末に 91.4 ですか、このラスパイレスの上昇について、この 3 点について意見がありました。

市民にわかりやすい給与体系では、現時点では国、県の基準、これが最も合理的でないか、こういうことでございます。

それから、ラスパイレスについては、採用時点での問題、そういったものもありますので、一定差、これはやむを得ないと考えると、こういうことでございます。

それから、採用の関係でございますけれども、専門職的な採用、こういったものも含め、採用基準、これは今後の検討課題である、こういうふうな説明がなされました。

議案第 103 号につきましては、全員の賛成で可決に決しております。

次に、議案第 104 号でございます。にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についてであります。これは提案段階でも説明があったように、市民税、固定資産税の前納報奨金、これを経過措置をつくりながら廃止するものであります。つまり、20 年度は 100 分の 1 のものを 100 分の 0.5、21 年度に廃止をすると、こういったことでもあります。

この点につきましても、委員から意見が出ております。この前納報奨金制度は相当長期間実施されてきている。市民の期待感もそれなりにあるのではないかと。これを実施することによって納税意欲の減退にならないように十分周知を図ってほしい、こういった意見が出されました。当局としても、これによって滞納額が大きく膨らんでいくということがないように、つまり周知に努めたい、こういう説明がありました。

この議案第 104 号につきましては、全員の賛成で可決に決しております。

次、陳情が 2 件ございます。陳情第 14 号消費税の引き上げに反対する意見書採択を求める陳情であります。これは秋田県労働組合総連合からのものであります。趣旨は、景気は回復基調にあるとはいっても、地方ではその実感を得ることができない。また、税に対する増税感も強く、医療介護などの負担がふえ、庶民の暮らしは苦しくなっている。年金、社会保障財源の確保には歳出の徹底した見直しにより対応すべきであり、国民の暮らしを守るため、消費税の引き上げに反対してほしい、こういう趣旨のものでございます。

当委員会では、趣旨は妥当であるということで、全員の賛成で採択に決しております。

次、陳情第 15 号でございます。多重債務対策の充実を求める要請書であります。これは秋田弁護士会からのものであります。これにつきまして、参考のために市の生活環境課の担当をお呼びいたしまして、実状をお聞きいたしました。職員が専門知識を得るために精いっぱい努力しておる。相談窓口、これは既に設置してある。周知については、広報あるいは「生活環境だより」、あるいは「にかほ市社会福祉協議会だより」、こういったもので周知を図っていると。それから、市の中に収納対策本部、これがありますけれども、そちらとも連携をとっていると。それから、市としても一応相談に訪れた場合の対応マニュアル、これもつくっている。ただし、最終的には法的な取り組みとなることが多い。こういった説明がありました。

趣旨につきましては記載のとおりであります。実行段階で難しい問題もあるようでございますけれども、さらに充実した自治体の取り組みが必要だというふうな観点から、趣旨は妥当であるということで、全員の賛成で採択に決しております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。13 番菊地衛教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（13 番菊地衛君）登壇】

教育民生常任委員長（菊地衛君） 当委員会に付託になりました案件の審査が終わりましたので、その結果を報告いたします。

議案第 105 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、賛成多数で可決しております。議案第 106 号にかほ市後期高齢者医療に関する条例制定について、これも賛成多数で可決いたしております。議案第 109 号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制

定について、全員の賛成で可決いたしております。議案第 115 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第 3 号)、続いて議案第 116 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第 2 号)、いずれも全員の賛成により可決をいたしております。陳情第 12 号後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書、賛成多数で採択といたしております。陳情第 13 号後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書、賛成少数で不採択といたしております。

審査の内容について若干申し上げたいと思います。

議案第 105 号は、本会議で当局からの説明のあったとおり、法の改正により国保税について、年金から特別徴収が実施されることになるための条例改正ですが、約 900 世帯という本会議の説明がありました。その中身について質疑がありました。10 月 31 日現在の国保加入世帯は 5,377 のうち、年金受給世帯が 1,050 で、そのうち年額 18 万円以上の年金を受給していることと、国保税と介護保険料との合算額が年金額の 2 分の 1 を超えないということが特別徴収の対象となるため、おおむね 1,050 のうちの 8 割から 9 割とのことで、約 900 世帯ということになります。また、当局より特別徴収と普通徴収の判定例が示されましたが、それぞれの世帯で、社保、国保、年齢などで、特別、普通の区分が複雑で、さらに年齢が変化していくことなども加わり、対象世帯に対する周知、わかりやすい説明が必要との意見が出ております。また、高齢者の限られた年金から、これまで以上の年金支給前の金額を差し引けば、生活に重大な影響を及ぼしかねないという意見も出ております。

議案第 106 号は、平成 20 年 4 月 1 日から実施される後期高齢者医療制度に関し、市町村で行う事務について条例を定めるもので、申請書や通知書、徴収猶予や減免など被保険者にかかわることと、普通徴収が主な内容となっていますが、委員からは、県の広域連合で決定した保険料が全国的に見て低いとはいえ、高齢者の負担がふえることへの懸念の意見があり、制度自体への反論もありました。国ではその執行に関し、まだ流動的な部分があり、市当局でも負担等の試算が難しいようですが、にかほ市の場合、被保険者の多くが 7 割、5 割、2 割の軽減の対象になると見込んでおり、現段階で国から示されている事柄をもとに、なるべく負担が少なくなるよう取り組んでいるようです。また、委員からは、新しい制度で、以前から話題にはなっているものの、対象が高齢者の方々ということで、かなり綿密な広報・周知が必要との意見が出ましたが、当局でも、広報やチラシなどとともに、さまざまな機会をとらえ、お知らせをしていくとのことでした。

議案第 109 号は、現在にかほ市では 11 ヶ所で簡易水道事業を行っておりますが、今回の改正は上水道の料金改定にあわせ、種別の定義を明確にするもので、委員からは同じような文言は地区で統一してもよいのではとの意見が出されましたが、簡易水道の料金表との整合性から、今回のような表記にならざるを得ないようです。いずれ、9 月議会の委員会報告でも申し上げたように、簡易水道施設計画を策定し、総合的な整備、あるいは上水道への移行を検討しておりますので、その時期になれば、上水道で統一された文言になると思います。

陳情第 12 号、第 13 号は、いずれも後期高齢者医療制度に関するもので、委員会では一括上程し、審査をいたしました。審査に当たって市民部長、市民課長の出席を求め、広域連合の動向や市の取

り組みについて参考として伺いました。

また、佐々木正己委員より当委員会へ、陳情者が同一で、12号は容認・改善、13号は中止・撤回と正反対になっており、真意がわからず、審査の対象外とは考えられないかとの質疑通告書をいただいておりますが、12号のあて先は秋田県後期高齢者医療広域連合会長で、13号は内閣総理大臣、厚生労働大臣あてということで、委員会としてはそれぞれの趣旨に沿っているだろうという判断で審査をいたしました。

陳情第12号は、県の広域連合で今後執行していく上での要望事項であり、制度実施を目前に控え、願意は理解できるとし、13号は、制度そのものへの根強い反対はあるものの、賛成少数で不採択、12号は賛成多数で採択と決しております。

以上、報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。ございませんか。

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（菊地衛君） 最後のところで、不採択のところを「いずれも賛成多数」と言いましたが、陳情第13号のほうは賛成少数ということの不採択ですので、訂正をお願いいたします。（該当箇所訂正済み）

議長（竹内睦夫君） 質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。5番宮崎信一産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（5番宮崎信一君）登壇】

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 当委員会に付託になりました議案が審査終了いたしましたので、報告いたします。

議案第107号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について、議案第108号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、議案第110号あらたに生じた土地の確認について、議案第111号字の区域の変更について、議案第112号土地の処分について、議案第113号損害賠償の額を定めることについて、議案第117号平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第118号平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第119号平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）、議案第120号平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）、いずれも全員の賛成により可決に決しております。

内容を若干申し上げさせていただきます。

先ほども申しましたが、現場踏査等をいたして、いろいろ審査に入っております。質疑の中でもございましたが、議案第107号でございますが、改定日について、委員の中からも、変更できないかと、もう少し遅くならないかというふうな意見が出ております。これは、熱量変更後6ヵ月間の間での改定が原則であったと。合併後、東北経済産業局のスケジュール調整にも難航し、9月3日

の申請となってしまう、申請後4ヵ月以内に改定しなければならないということから、来月の、いわゆる1月1日の改定日となったというふうになっております。

また、熱量変更事業等をすべて今回の料金改定で回収するということになると、市民の負担が非常に大きなものになると。そのため、金浦地区を100とした際に回収できる額に設定したために、総事業費の差が2億1,400万円となり、その分を、質疑でも報告ありましたが、自主回収努力に決定したということでございます。

ちなみに、一般家庭使用料、22立方の場合3,979円となりまして、平均で572円の増となります。旧地区で申しますと、仁賀保地区が240円の106.42%、金浦地区が70円減の98.27%、象潟地区が1,075円の137.02%となります。全市合計6,311戸の供給で、4,991万円の増収見込みとなるようでございます。

なお、この値上げ幅にいたしましても、近隣13市のうち下から3番目の価格となります。ちなみに、由利本荘市がにかほ市を100といたしますと117.32、秋田市が103.67というふうになっております。

続きまして、議案第108号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、これは合併協定に基づきまして、料金の統一を図るというふうになっております。また、今後の安心・安全な水の確保のために、平均で10.5%の上げ幅となります。家庭用においては3.61%、営業用が12.09%、団体用においては11.84%、工業用が17.83%、臨時用が20.38%となります。なお、あわせて用途の統一を図っております。各地区でさまざまな用途の、例えばプール用とか特別給水用とか船舶用とかというのがございましたが、そちらを今私が申し上げたとおりの統一を図るということでございます。

また、委員の中から、ガス事業に関しまして民間委託ということが出ておりましたが、水道事業についてはどうなのかというふうな意見がありました。民間委託については、公営が原則ではあるが、規制緩和が進んでおり、施設巡回の委託などは認められているということで、現在できるものからやっていくかどうか検討中ということになっております。

議案第110号につきましては、先ほど産業部長も話しておりましたが、8.2ヘクタールということで、平沢のTDK工場の - TDK工場ではないですね、今は資料館ですか - の裏7,300平米、金浦旧小学校前が1万500平米、漁港が1万9,400平米です。赤石が2万6,800平米、象潟港が漁港周辺で1万8,200平米、合わせて8万2,000平米ということになります。今回の1万7,460.56平米が、国土地理院に対して、これがにかほ市ということに、次の議案になりますが、すべてにかほ市の土地で登記になるとすれば、宅地換算であれば交付税が6万9,000円ほど増になるというふうになっております。

なお、先ほど申しました土地についても順次そのようにできればというふうに、まだどうこうというふうにはなっていないようでございます。

それから、議案第112号につきましては、全体で10ヘクタールほどございますが、そのうちから、今回5,412.91平米が減になるということで、宅地に関しましては坪当たり大体9万円、それから、公園内の雑林につきましては坪5,300円。これは各場所、それから各地区、用途、その時々といい

ますか、その場所場所でかなりの値段の差異があるというふうに伺いました。

それから、議案第 113 号について、損害賠償の額を定めることについてでございますが、いただいた資料の中に、「治療関係」とございますが、伺いましたところ、治療関連費。入院・通院が治療費で、いわゆる入院時のテレビのカード、それからオムツ代等々が関連というふうになると伺っております。また、携帯電話が壊れたということで、こちらも入院関連というふうな含まれ方になるということでございます。

それから、責任割合についてでございますが、他の市町村に同じような実例があったかどうかということでございますが、県と下部組織の財団とが契約を締結して割合を出したという例はあるが、県と他市町村との実例はないということでございます。判例につきましては、弁護士に相談した際に、裁判の判決例があり、その場で見せていただいて、計算等の確認をしたということでございます。

なお、質疑でもございましたが、治療費は本来であれば本人が病院に直接支払いに行くものでございますが、誠意を見せるということで、こちらでかわりに支払いに行くということも考えているというふうに伺っております。

以上、主立ったところを御報告申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。 — 22 番 佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 108 号に関連してお尋ねします。

水源に関するお話は委員会では出なかったのでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 水源は今後、いわゆる新たな水源を探していかなければならないだろうというふうなことしか話しておりません。

議長（竹内睦夫君） ほかに。 — 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 2 点お伺いしたいと思います。

1 点は、この条例による、いわゆる改正期日が 1 月 1 日についてで、報告の中で 20 年の 1 月 1 日から実施ということですので、報告の中で、委員会でもこの実施日について意見があったと、話し合いがあったということですが、例えばこういう話し合いが行われたのかということ。というのは、1 点目は、熱変開始後 6 ヶ月以内に料金改定、これが原則だという話は聞きました。したがって、東北通産局ですか、やりとりの中で、どこに、9 月 3 日になった、いわゆる 2 ヶ月遅くなった、この原因と、どういうやりとりの結果、こういうふうにな遅くなった、申請が 9 月 3 日になったのか、その点について委員会としては当局のほうから回答というか、論議がされて回答をもらったのか、これが 1 点目です。

それから、2 点目は、これは会議の際にも私も質問しているんですが、生活保護世帯等についての特別措置について、委員会としてはあれ以上の具体的な質疑というか議論というのがやられたのかどうか。

それから、3 点目は、冬期に当たってからの、いわゆる 1 月 1 日からの料金改定、増額改定です

から、それについて、例えば水道と同じように3月からの実施とか2ヵ月後の実施になった場合、財政というか、歳入歳出とか、こういうものがどういうふうに変わっていくか、2ヵ月後の変更について、もしなかった場合、そういうような一定の推計された数値が出されたかと、そういうものがやられているのか、その3点について伺います。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） まずは、東北産業経済局とのことですが、こちらのほうも、9月にも、それから、前から伺ってありましたが、なかなかスケジュール調整が難航しているということしか伺ってありません。

それから、生活保護世帯、また、質疑にも出た関係ですが、我々の委員会の中からも、そういうことに関しては十分な保護をしていただきたい、また、1月1日改定に対しまして、市民への周知徹底を十分に図ってほしい、その市民の中にはそういう家庭も含まれるというところで、そこら辺は質疑であったようにお願いしたいというふうに委員会の中で出ております。

それから、冬期間ということで、1月1日、盛りにガスを使う時期ではございますが、これは先ほど申しましたが、どうしても申請後4ヵ月以内に改定しなければならないということでございまして、1月1日になるという、これだけは動かせないということで伺って、了承しております。

議長（竹内睦夫君） 6番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1点漏れているようです。というのは、1月1日実施した場合のあれは出ているわけですね、料金改定した場合はこういうふうにしていきますよと。で、2ヵ月後、例えばですよ、2ヵ月後に移行した場合はどうなるのかということは、論議しなければいけないです、論議していて、いわゆる当局のほうから表として出されてきたのか、そういうことまでいかなかったのかということ。

それから、先ほど、おくれた理由については、スケジュール的に調整が難航したと。これはこっちのほうの側なのか、あるいは、先ほど通産局と言いましたけれども、東北の、上部のほうの、いわゆる許認可をする、その関係なのか、どっちのほうなんですか、その点については論議していませんか。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 繰り返しますが、申請後4ヵ月以内に改定しなければならないということで、こちら先ほど申しましたとおり何とかもう少しおくらせることはできないかということで話し合いをしましたが、できないということでございましたので、2ヵ月後、3ヵ月後の値はいただいております。

それから、そのスケジュール等においても、両方あったかと思いますが、その詳しい内容については、東北経済産業局のスケジュール等の調整に難航したというふうに伺って、それで委員会のほうでは了承しております。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） あえて、ちょっとお聞きいたします。

12月17日に、給水区域、平沢地域の全域、水が汚濁するという事件がありました。で、委員会

開催中のことでもありましたので、そこら辺の事情聴取をされたかどうかだけ、お聞きしたいのですが。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 委員会終了後に水が濁ったということでございます。残念ながら、委員会の中では、その日、審査の中ではありませんが、後日といたしますか、次の日になりますが、その日にはもう既に連絡がとれませんでしたので、後日担当に連絡をとりまして、その日のうちに連絡をいただきまして、本日 21 日にチラシを入れる、それから、内容についても伺って、その旨を委員会で話をしております。審査まではいきませんが、委員会の皆さんには話は通してございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

所用のため 11 時 20 分まで休憩します。

午前 11 時 6 分 休 憩

午前 11 時 21 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。23 番山田明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（23 番山田明君）登壇】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 議案第 114 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）は賛成多数で可決に決しております。

議長（竹内睦夫君） これから一般会計予算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。

初めに、議案第 101 号郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 101 号の討論を終わります。

これから議案第 101 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 101 号郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 102 号にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 102 号の討論を終わります。

これから議案第 102 号を採決します。

この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 102 号にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 103 号の討論を終わります。

これから議案第 103 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 103 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 104 号の討論を終わります。

これから議案第 104 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 104 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 105 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について反対の意見を述べます。

先ほどの報告にもありましたけれども、この条例は国保加入者の 65 歳以上から 75 歳未満までの人で、年 18 万円以上の年金を受けている人すべてから国保税を年金から天引きをするというものです。もちろん介護保険料も引かれます。税の納め方というのは、本来であれば 1 人 1 人からその納入方法を聞いて、納得のいく方法で行うべきものですが、この条例では、上から網をかぶせ、有無を言わず天引きにするという、ひどいものです。

にかほ市の国保加入世帯は 65 歳以上 75 歳未満で 1,050、先ほどもありました。被保険者数は 3,057 人です。このうち天引きされる特別徴収世帯は 900 くらいと見られております。150 世帯くらいが納付書による普通徴収となりそうです。国保税の滞納というのは、事務報告書などによれば、前年度末、にかほ市で 2 億 915 万 4,000 円となっています。納税率向上に取り組んできた本年 11 月現在でも、1 億 8,500 万円の国保税の滞納があるということです。天引きにすれば、確かに徴収率は上がるでしょうが、現状からすれば、納めたくても納め切れない人も相当に多いことも予想されます。何よりも年金が自分のものになる前に、国保税、介護保険料で否応なしに引かれてしまうことに納得がいきません。このことを「天引き」でなく「地獄引き」だという同僚議員もあり、全くそのとおりだと思います。

この条例は、国の法改悪によるために、にかほ市でも制定しなければならなくなり、来年 4 月 1 日から実施されるものです。そもそもは、小泉純一郎内閣が改革には痛みが伴うと宣言して、2001 年、平成 13 年 4 月に発足してから、政府は高齢化などに伴う社会保障予算の自然増さえ認めず、毎年 3,000 億円から 2,200 億円の必要な予算増を圧縮してきたところから始まっているのです。この大規模な予算削減のために、自民・公明政権が実行してきたのが社会保障制度の連続改悪です。02 年、平成 13 年の医療改悪を皮切りに、年金、介護、障害者福祉、生活保護など、国民生活のあらゆる分野で負担増と給付減を押しつける大改悪を次々と強行してきました。主なものだけ幾つか挙げてみたいと思います。

02 年 10 月には、70 歳以上の窓口負担 1 割、現役並み所得者 2 割に引き上げました。03 年 4 月には、サラリーマン本人の窓口負担 2 割から 3 割、もっと前は、サラリーマンは窓口での負担は初診料だけとか、あるいは負担なしという時期もありました。さらに、政府管掌の健康保険の保険料引き上げ、そして介護保険料引き上げもありました。04 年の 10 月には、厚生年金保険料を値上げして、これは何と 2017 年まで毎年引き上げです。そして、05 年 4 月には国民年金保険料を厚生年金に引き続いて値上げし、これも 2017 年まで毎年引き上げていくという、ひどいものです。また、05 年の 10 月には、介護のほうで施設に入っている人の食費、居住費を、ホテルコストだとか家にいても御飯は食べるんだというようなことを言って全額自己負担にしました。そして、11 月には介護保険料引き上げ、そして、今度は障害者の施設入所者の食費や居住費も全額自己負担というふうにしましたし、リハビリの最長期間を 180 日に切るというふうなこともありました。また、10 月には、長期入院患者の食費、居住費を自己負担にというふうにして、今度の 4 月から 75 歳以上の後期高齢者制度に進んでいくと、こういう状況になっています。

これらの改悪の特徴というのは、1 ヶ所どこかを低めて、その後、小刻みに時期をずらして、低いほうに合わせていくというようなやり方です。小泉内閣以来、医療などの大改悪をしてきた背景

には、自分たちの保険料負担を軽減させたいという日本の大企業財界と、日本の医療を新たなもうけ口にしようとしているアメリカの保険会社・医療業界の強い要求があります。日本経団連は、医療の給付費の増加を抑えるために、保険外サービスと保険サービスの併用を進めるべきだと、混合診療の全面解禁を強く求めています。企業の保険料負担、人件費を抑制できるからです。しかし、日本の企業の税金と社会保険料の負担は、ヨーロッパ諸国の6割から8割にすぎません。

アメリカ系保険会社などの民間の医療保険に入れば安心というテレビコマーシャルが目立ちますが、これは保険外診療をふやし、窓口負担を重くして、公的保険だけでは安心できないというところに国民を追い立てて、自分たちの新しいもうけ口にしようというのです。2001年の小泉首相とブッシュ大統領の合意で設置された投資イニシアチブの報告書には、混合診療の解禁や営利企業による医療サービスの提供というアメリカ側の要請が明記されています。アメリカ型の医療を日本に押しつける動きはきっぱりと断らなければならないと思います。皆さんの中には、アメリカの医療制度のひどさを告発した映画「シッコ」というのを見た方もあると思いますが、あれを私も見ました。アメリカの破産の第一は多重債務ですが、破産の第二というのが、実は医療費を払えない、保険に入っても保険を保険機関が抑制するために払えない、こういうようなことで、医療費を払えないことによる破産、自己破産などが第2番目になっている、これがアメリカの医療制度の現状です。

福田首相は、小泉、安倍内閣の構造改革路線について、改革の方向性は変えないと、継承を主張しています。そして、2011年度まで毎年2,200億円もの社会保障予算を削る方針を続けようとしています。財界やアメリカ言いなりの改悪医療制度は何としてもやめさせなければならないと考えます。

国保税条例の背景にも目を向けて、本議案への反対討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。16番竹内賢議員。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） 私も、議案第105号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に反対する立場で討論に参加をします。今、村上議員がかなり詳しく背景等を述べられておりますから、それとダブらない形で簡単に申し上げたいと思います。

年金受給者は、ここ数年、例えば年金控除140万円から120万円に引き下げ、それから65歳以上の老人の所得控除も、これも50万円からゼロに下げられておりますし、これは全員の所得者に関係あるわけですけれども、定率減税の廃止と、そういうふうに痛みだけが押しつけられている中で、税金の滞納、あるいは国保税の滞納等がふえている現実があります。

この現実については確かにありますけれども、そもそも税金というのは、国民の義務ですけれども、申告によって納めるのが基本だと私は考えます。この条例改正は、お上に従えという発想から来ているもので、確かに法律ができて、それに地方自治体がどうするかということで今出されているわけですけれども、もし実施された場合は、所得税、介護保険料、高齢者医療保険料、そして国民健康保険税、こういうふうに天引き — 私は「地獄引き」と言っているのですが、天引きでは

ありません。「天」というのは本当は、やっぱりお天道様のことですから、みんなにやっぱり光を与えているのが天だと思うんです。それがこういうふうにはひどい仕打ちをするということ、これは地獄引きだろうと、いわゆるお上の意向に従えということだと思えます。そういうことで、国民が生活することを二の次にするような制度については、反対することを申し上げたいと思います。

委員会の中で、例えば 900 世帯ぐらいが該当になるというお話の中で、じゃ、滞納世帯と特別徴収対象になった世帯について、どういう突合をしているのかということについて、突合というよりは、極めて複雑でやられていないと、そういう話もありました。したがって、今しなくても、もう少しやっぱりきちんとした情報を提供して、そしてやってもいいだろうと、そういう面からいって、今回の条例制定については反対をしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第 105 号に対する討論を終わります。

これから議案第 105 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 105 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 106 号にかほ市後期高齢者医療に関する条例制定についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 106 号にかほ市後期高齢者医療に関する条例制定について、反対の立場で討論します。

これは、社会保障全体の改悪の流れの一つで、前議案とも関係があります。今、提案されている条例というのは、にかほ市として行う後期高齢者医療の事務、あるいは普通徴収の納期などを定めるもので、この条例だけ見ると問題が見えにくくなっています。しかし、後期高齢者医療制度そのものが負担増、差別医療の推進で、高齢者のためになりません。これまで 75 歳以上の高齢者の医療については、老人保健法で定められていました。来年 4 月からは後期高齢者医療制度が始められ、名前も高齢者の医療の確保に関する法律というのに変わります。法の改悪で、法律の目的が実は大きく変わっております。

これまで行われてきている老人保健法の第 1 条には、法律の目的として、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るためとして、病気の予防や治療を行い、国民保健の向上と老人福祉の増進を図ることを掲げていました。ところが、高齢者の医療の確保に関する法律の目的の中

からは、「老後における健康の保持」というのが削られました。かわりに、「医療費の適正化を推進する」ということが明記されたのです。適正化というのは、結局は医療費をかけない、抑制するという事です。国が責任を持って高齢者の健康を守るという制度から、適正化と称して医療費を減らすための制度への180度の転換です。高齢者いじめの医療制度の本質がこの条文に示されています。そこから出てきたのが以下の問題点です。

1つは、原則として75歳以上の高齢者だけを別立ての医療保険にする。これは世界に例のないやり方であります。2つ目は、包括払い、定額制で、74歳まで受けてきた医療とは違った、低い医療にすると。3つ目は、年金額が月1万5,000円以上の人は、年金から、先ほども言われています天引きです。これまで被扶養者などで保険料を負担していなかった人もすべて負担が必要になります。そして、介護保険料も一緒です。4つ目は、年金1万5,000円未満の人などは窓口納付になりますが、保険料を1年間滞納すると、保険証を取り上げ、資格証明書発行で、全額医療費、自分でその場で支払いしなければいけません。現在は、75歳以上というのは、法律で資格証明書の発行をしないということを明記しています。にかほ市では約30通の資格証明が発行されているのが実情です。5つ目は、医療機関を選べない、かかりつけ医者の制度の導入も視野に入れてあります。また、全県1区の広域連合というのがあって、住民の意見が非常に反映されにくい状態です。にかほ市からは1人の議員しか出せません。7つ目には、後期高齢者の健診というのは努力義務です。秋田県の広域連合では健診を実施するという予定ですけれども、これには国の補助がないわけです。このような大変な制度になります。

また、このほかに、医療費適正化計画で後期高齢者医療制度にあわせて同時に実施されるその他の制度もあります。前の議案で出されている65歳以上75歳未満の国保料を年金から天引きするというのを初め、70歳から74歳の窓口負担を1割から2割にふやすというのがあります。3つ目に、療養病床の食費、居住費負担を65歳から69歳にふやす。4つ目に、そうしておきながら、療養病床を2012年までに6割減らし、在宅医療をふやす。5つ目には、混合診療、保険診療と自由診療を組み合わせる導入の計画などです。

しかし、福田政府は、参院選の結果や、これからの総選挙対策として、この中から凍結、あるいは一部延期などをしようとしています。70歳から74歳の患者負担を1割から2割へ引き上げるとするのは1年間凍結するというふうに言っています。また、これまで被扶養者などで、新たに保険料の負担が生じる人は、半年集めない、あとの半年は9割軽減するというふうにしています。しかし、制度そのものは変えないわけですから、一時的に国民や該当者の目をそらすことにしかありません。

日本医師会では、この制度について、適正化の名をかりた医療費抑制にすぎないのではないかと、後期高齢者の心身特性への配慮が不足、終末期医療の選択肢が限定的であるなどと批判し、財源は段階的に公費、国庫の割合を引き上げるべきなどの基本的な考え方を打ち出しています。

そして、これから始まる後期高齢者医療制度では保険料が上がっていきます。2つの仕組みがあります。1つは、医療費の増加による値上げです。患者の増加や医療技術の進歩で、医療給付費がふえます。その1割を75歳以上の保険料で賄うことにしているため、給付費がふえれば保険料もふ

える仕組みです。介護保険もそうでした。もう一つは、75歳以上の人口がふえると、保険料引き上げにつながります。高齢化の進行に応じて、75歳以上の保険料の割合を12%、15%などと引き上げていくのです。厚生労働省は既に2006年の時期で、75歳以上の負担率が2015年度には10.8%になるという試算を出しているほどです。そして、この後期高齢者医療制度は、今の高齢者はもちろん、将来高齢者となるすべての国民から医療を奪い取る改悪になります。また、高齢者を扶養している現役世代にも重い負担がのしかかることになります。

日本の総医療費は、GDP－国内総生産の8%で、サミット参加7カ国で最下位です。政府が国民の命と健康を守る責任を果たし、高い薬の値段や高額医療機器などにメスを入れつつ、歳入歳出の改革で財源を確保するならば、公的医療保障を拡充し、高齢化や医療技術の進歩にふさわしい規模に充実することは可能です。後期高齢者医療制度には批判が大きく、岩手県の議会も凍結見直しなどを挙げて、反対が広がっています。

なお、一般会計補正予算114号議案にも関連の予算支出があるので、同意できないことを申し添えて、条例制定を提案しているにかほ市に直接の責任というのではないわけですが、本議案に対する反対討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。16番竹内賢議員。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） 議案第106号にかほ市後期高齢者医療に関する条例制定について反対をしたと思います。村上議員が、この後期高齢者医療制度についての背景について、問題点について、詳しく述べておりますから、その点については省きたいと思います。

簡単に申し上げますが、これは11月24日の魁新聞ですが、こういう方がおります。「年をとれば、体にガタが来るのは当たり前なのに、高齢者は医療費がかかるから抑えるというのはひどい」。もう一つの意見です。「後期高齢者は日本を支え、一番保険料を払ってきた。自分が弱ったときに保険料を払えず、医療機関を受診できない状態にしては絶対にいけない」。こういう声について私たちはどう考えたらいいのか、ここがやっぱり大切だと思います。

そこで、この制度のねらいは、先ほど村上議員がおっしゃいましたから言いませんが、医者にかかることの多い高齢者の医療費をお荷物扱いして抑制することにあるというふうに私は端的に申し上げたいと思います。さらに、これまで被保険者等の扶養者となっていて、保険料を納めなくてもよかった人も納めることになります。反対の意見が多くあるということで、半年間は凍結し、あるいは残る半年間は9割減とするような小手先の方針を政府・与党は出しておりますけれども、このことは国民の中に大きな反対の声があると。いわゆる政治をやる人方と国民との意識に大きなずれがあるということを政府も認識をしているからだと思います。ただ単なる選挙対策のためにやるとすれば、国民をばかにしていると思います。

後期高齢者医療制度については、確立をして、今、広域連合等でそれぞれの県で行われ、来年の4月から実施されるわけですが、したがって、一地方自治体が反対しても、これは何ともの

らないというふうにあります。保険者にはかほ市も含めたものです。したがって、地方があつての国だということをもう一度、私たちはやっぱり肝に銘じながら、この制度自体について、凍結、そして、もう一回論議をやり直して、社会保険全体のあり方を検討すると、医療制度全体を検討すると、そういうことをやっぱり国民を巻き込んでつくる必要があるだろう、こういう考え方を持ちまして、この条例の内容そのものについては、いわゆる法律的には問題ないと思うんですけども、この根幹にある制度そのものについて反対をするという意味から、この条例制定について反対をしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第 106 号の討論を終わります。

これから議案第 106 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 106 号にかほ市後期高齢者医療に関する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（竹内睦夫君） 昼食のため、午後 1 時 10 分まで休憩します。

午前 11 時 55 分 休 憩

午後 1 時 10 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 107 号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【16 番（竹内賢君）「議長」と呼び、発言を求める】

議長（竹内睦夫君） 討論を上程します。最初に、本案に反対者の発言を許します。16 番竹内賢議員。

【16 番（竹内賢君）登壇】

16 番（竹内賢君） にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について反対をしたいと思います。

説明にもありましたが、議案質疑の際にも質問しましたし、きょうの委員長報告に対しても質問をしました。その中で、私が反対する大きな理由としては、おくれた理由として、スケジュール調

整に難航したということでもあります。で、熱量変更の後6ヵ月間、これが全然生かされていないということでもあります。そして、強調されたのが、9月3日に申請をして、これも4ヵ月間だと。ということであれば、6ヵ月というのは何だったのかと、こういうことになります。その結果、きょうは21日です。あと10日ばかりで、特に象潟地域の住民に対しては、ガスも大きく上がって、水道も大きく上がるわけです。そういう二重の負担を強いることがどこから来ているのかと、こういうことを考えますと、私は住民の皆さんの考え方に従うと、反対せざるを得ない、こういうことで反対をしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第107号に対する討論を終わります。

これから議案第107号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第107号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての討論を上程いたします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第108号の討論を終わります。

これから議案第108号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第108号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 109 号の討論を終わります。

これから議案第 109 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 109 号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 110 号あらたに生じた土地の確認についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 110 号の討論を終わります。

これから議案第 110 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 110 号あらたに生じた土地の確認については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 111 号字の区域の変更についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 111 号の討論を終わります。

これから議案第 111 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 111 号字の区域の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 112 号土地の処分についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 112 号の討論を終わります。

これから議案第 112 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 112 号土地の処分については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 113 号損害賠償の額を定めることについての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 113 号の討論を終わります。

これから議案第 113 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 113 号損害賠償の額を定めることについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 114 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）の討論を上程いたします。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第 114 号の討論を終わります。

これから議案第 114 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 114 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 115 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 115 号の討論を終わります。

これから議案第 115 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 115 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 116 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 2 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 116 号の討論を終わります。

これから議案第 116 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 116 号平成 19 年度にかほ市国民健康保

険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第117号平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第117号の討論を終わります。

これから議案第117号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第117号平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第118号平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第118号の討論を終わります。

これから議案第118号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第118号平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第119号平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第119号の討論を終わります。

これから議案第119号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第119号平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第120号平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第120号の討論を終わります。

これから議案第120号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第120号平成19年度にかほ市水道事業会

計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第12号後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第12号の討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、陳情第12号後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第13号後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第13号の討論を終わります。

これから陳情第13号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、陳情第13号後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立少数です。したがって、陳情第13号後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第14号消費税の引き上げに反対する意見書採択を求める陳情の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第14号の討論を終わります。

これから陳情第14号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第14号消費税の引き上げに反対する意見書採択を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第15号多重債務対策の充実を求める要請書の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第15号の討論を終わります。

これから陳情第15号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 15 号多重債務対策の充実を求める要請書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第 25、にかほ市開発公社理事の推せんについてを議題とします。

にかほ市開発公社理事には、2 番佐々木正勝議員、7 番佐々木正明議員、14 番佐々木清勝議員、16 番竹内賢議員、19 番佐々木平嗣議員、21 番本藤敏夫議員を推薦します。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、にかほ市開発公社理事には、2 番佐々木正勝議員、7 番佐々木正明議員、14 番佐々木清勝議員、16 番竹内賢議員、19 番佐々木平嗣議員、21 番本藤敏夫議員をそれぞれ推薦することに決定しました。

日程第 26、にかほ市開発公社監事の推せんについてを議題とします。

にかほ市開発公社監事には、1 番飯尾善紀議員を推薦します。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、にかほ市開発公社監事に 1 番飯尾善紀議員を推薦することに決定しました。

日程第 27、議提第 18 号後期高齢者医療広域連合への意見書から、日程第 29、議提第 20 号道路特定財源の確保に関する意見書までの 3 件を一括議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。初めに、議提第 18 号について、13 番菊地衛議員の説明を求めます。13 番菊地衛議員。

【13 番（菊地衛君）登壇】

13 番（菊地衛君） 議提第 18 号について申し上げます。

後期高齢者医療広域連合への意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 19 年 12 月 21 日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員菊地衛。賛成者、にかほ市議会議員竹内賢、同じく村上次郎、同じく本藤敏夫、同じく佐藤元。

陳情第 12 号に基づきまして、後期高齢者医療広域連合へ、これから 4 月 1 日から実施に当たりまして、こういった点を改善していただきたいという要望の趣旨であります。前文は省略しますが、さきに皆様に陳情文としてお渡ししているところの文言が 1 ヶ所違っております。というのは、前文の 4 行目ですけれども、高齢者からの保険料、これは陳情の段階ではまだ県の内容が決まっていますけれども、現段階では違っておりますので、おおむね月額約 5,000 円ということになりますので、その部分が訂正になっております。

1 つは、高齢者の生活実態を反映した保険料にすること。

2 つ目、「資格証明書」を発行しないこと。

3 つ目、保険料・一部負担金の減免制度を独自に設けること。

4 つ目、健診は、従来どおり希望者全員が無料（公費）で受診できるようにすること。

5つ目、高齢者の意見を反映できる仕組みをつくること。

6つ目、制度の周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出いたします。

平成19年12月21日。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

秋田県後期高齢者医療広域連合長佐竹敬久様。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） これから議提第18号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第18号の質疑を終わります。

これから議提第18号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提第18号の討論を終わります。

これから議提第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議提第18号後期高齢者医療広域連合への意見書は原案のとおり可決されました。

次に、議提第19号について、4番池田好隆議員の説明を求めます。4番池田好隆議員。

【4番（池田好隆君）登壇】

4番（池田好隆君） 議提第19号であります。消費税の引き上げに反対する意見書の提出であります。

会議規則第14条の規定によって提出するものであります。

平成19年12月21日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員池田好隆。賛成者、にかほ市議会議員佐々木弘志、同じく佐々木正明、同じく佐々木清勝、同じく榊原均、同じく斎藤修市、同じく佐々木正己であります。

陳情第14号の段階でいろいろ御審査いただいたわけでございますけれども、文面が少し変わっておりますので、朗読をもって趣旨説明にかえたいと思います。

消費税の引き上げに反対する意見書（案）。

景気は回復基調にあるといわれていますが、地方においてはその実感を得ることが出来ない状態にあります。

小泉内閣・安倍内閣のもとで、庶民への増税が繰り返されてきました。配偶者特別控除の廃止、小税の免税点の引き下げ、発泡酒など酒税の引き上げ、高齢者への増税、定率減税の廃止など、この間の庶民への増税は年間の税額にして5兆円以上、国民1人当たり年間4万円も増えた計算になります。

その一方で、大企業や大資本家には、研究開発減税、IT投資減税、連結納税制度の新設、証券優遇税制など、総額で4兆円以上もの減税がおこなわれています。こうした状況下で、庶民の暮ら

しは収入が落ち込み、医療・介護などの負担が増えて、苦しくなるばかりです。

新しく発足した福田内閣においても、年金・社会保障財源として消費税の引き上げが検討され、このことに関する閣僚の発言が相次いでいます。年金・社会保障財源を確保するには軍事費など税金の無駄遣いをやめ、税金の使いみちを福祉と国民の暮らし優先に変えるべきです。税金の徴収にしても、大企業や大金持ちへのゆきすぎた優遇をやめるべきです

消費税が増税されれば、国民の消費が落ち込み、地域経済はあっという間に悪化してしまいます。そもそも消費税は低所得者ほど重くなる逆進的な税金であり、いま問題となっている「貧困と格差」をあっという間にひどくすることが明らかです。

国民の暮らしを守るため、消費税の増税に強く反対いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月21日。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

内閣総理大臣、財務大臣にあてるものでございます。

御賛同方、よろしくお願い申し上げます。

訂正いたします。「発泡酒などの酒税の引き下げ」と言ってしまったようですが、「引き上げ」の誤りでございますので、訂正いたします。（該当箇所訂正済み）

議長（竹内睦夫君） これから議提第19号の説明に対する質疑を行います。 — 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） 質疑とは言えないんですが、ちょっと1点だけ、日本には軍事費というのはないので、防衛費と書いたほうがいいと思います。

議長（竹内睦夫君） 池田好隆議員。先ほど説明で軍事費と言ったので。

4番（池田好隆君） 特にこの辺については議論はしなかったんですが、何ということなんですか、一般的に軍事費 — 防衛費絡みの軍事費というような言い方もあるので、こういった表現なんですけど……。

どうなんでしょうね。実は、陳情審査の段階でも文面について若干の意見が出てあったのですが、趣旨は妥当であろうというふうなことで、あまり文面はいじらないでというふうな場面がございました。そういう趣旨から、これの文面も、実際は防衛費なのかもしれないけれども、一応全体の趣旨は採択というふうな形で、文面はいじらないできたという状況でございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） いいとは言えないんですが、いや、提案者が、「軍事費」を「防衛費」に訂正して提案したいというふうに言っていたので、その上で提案していただければ何ら問題ないと思うんですけども。

議長（竹内睦夫君） 池田好隆議員。

4番（池田好隆君） これについて別に審査したわけではないんですが、「軍事費」という内容がどうもそぐわないと、「防衛費」といいますか、国の予算上もそういう項目だと思えます。賛成者もいることですので、御相談申し上げてないんですが、そういう誤りということであれば、訂正

して提出するという事はやぶさかでないと思います。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認めます。これで議提第 19 号の質疑を終わります。
これから議提第 19 号の討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議提第 19 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 19 号消費税の引き上げに反対する意見書は原案のとおり可決されました。

次に、議提第 20 号について、5 番宮崎信一議員の説明を求めます。

【5 番（宮崎信一君）登壇】

5 番（宮崎信一君） 議提第 20 号道路特定財源の確保に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 19 年 12 月 21 日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。賛成者、にかほ市議会議員加藤照美、同じく飯尾善紀、同じく佐々木正勝、同じく池田甚一、同じく山田明、同じく佐々木平嗣。

この意見書の内容に入る前に、我がにかほ市における道路特定財源の減収、もしこれがなくなればということで試算をいただきました。18 年度決算で試算いたしますと、減収額は 1 億 5,998 万円、およそ 1 億 6,000 万円となるものであります。パーセントにいたしますと 21%減。これを削られるということは、市民要望やら、皆様から上がっている道路・側溝やいろいろなものに関しましてかなりの問題が生じるということでございますので、ぜひ賛同いただきたいと思っております。

意見書（案）を朗読させていただきますので、お願いをいたします。

道路特定財源の確保に関する意見書（案）。

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であり、活力ある地域社会の形成、また安全・安心で快適な国民生活を実現するうえで必要不可欠である。

とりわけ、電子部品製造関連企業の立地により順調な発展を遂げ、さらに、全県一のハイテクエリアを目指す本市においては、高規格幹線道路の日本海沿岸東北自動車道の早期完成と国道・県道・市町村道に至る体系的なネットワークの形成が急務となっている。

しかし、道路特定財源制度の改正結果によっては、道路特定財源収入が減少するようであれば、

道路整備や管理に必要な予算を確保することができなくなり、結果、地方における産業の振興や市民生活に重大な影響を与えるばかりでなく、都市と地方の格差を一層広げることとなる。

本市においても、地方譲与税の減収は、いまだ地域要望の大半を占める道路整備の進捗にも多大な影響を及ぼす。また、地方道路整備臨時交付金についても頼るところ大きく、制度が廃止された場合、にかほ市が合併するにあたっての協定事項でもある道路整備が大幅に後退することは明確である。

ついては、地方における道路整備の重要性を深く認識され、道路特定財源の暫定税率維持、必要な道路整備予算の確保及び地方道路整備臨時交付金制度の継続・拡充を積極的に進められるよう、下記の事項について強く要望する。

記。

1. 受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に鑑み一般財源化することなく、暫定税率を含め現行制度を維持し、必要な道路整備財源を十分確保したうえで、立ち後れている地方の道路整備を促進すること。

2. 増大する道路ストックの補修や、地域の特性にあった道路整備に大きく貢献している地方道路整備臨時交付金制度を引き続き存続させるとともに、予算規模の拡大及び交付率の嵩上げを図ること。

3. 中期的な道路整備計画の策定・実施にあたっては、地方のニーズに立脚し、地方が真に必要とする道路が計画的かつ確実に整備できるよう適切に対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出する。

平成19年12月21日。秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣、衆参両議長あてとなっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） これから議提第20号の説明に対する質疑を行います。 — 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

ただいまの委員長の提案については、私は何ら問題ないと思っております。ただ、今回このように出てきた背景ですね。どこから来て、産建でこれを出そうとしたのか、それとも委員会独自で、大分さっき具体的な数字が出ていましたから、当然担当の課かどこから、今回こういう形をお願いしたいということなのか、その辺のいきさつをまずきちんと説明していただかないと、何かばふっときて、この前の意見書と同じような形でとらえたものですから、その辺のところ説明があればよろしいのかなという感じがしましたので、お聞きしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 宮崎信一議員。

5番（宮崎信一君） 担当課のほうからまいりまして、十分委員会のほうで審査いたしました。そして、今回の意見書になったということでございます。担当課のほうからまいりました。よろしいですか。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第 20 号に対する質疑を終わります。
これから議提第 20 号の討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、賛成者の発言を許します。4 番池田好隆議員。

【4 番（池田好隆君）登壇】

4 番（池田好隆君） 当意見書に賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

7 月に行われた参議院選挙では大きな方向転換があったわけであり、いろいろな理由があるにせよ、「地方の反乱」と称する都市と地方の格差への不満が大きな声となったものと考えております。国の財政再建のもと、地方自治体の財政は厳しく、「限界集落」などという地域崩壊の話題に事欠かない事態であります。まさに、元気で豊かなまちをつくるためには、陸の孤島から脱却し、物流や高度医療施設への搬送、または交流人口の拡大を図るためには、真に必要な幹線道路を整備する必要性は論をまたないところであります。

政府・与党は地方の声に耳を傾け、道路特定財源の見直し案をまとめ、揮発油税などの暫定税率の維持と、地方の道路整備中期計画素案を策定いたしました。日沿道の開通整備は、30 年来のこの地域の悲願であります。今こそ、さらに声を大きくして要望し、早期実現を目指すべきと考えます。議員全員の賛同をお願いし、当意見書に賛成の討論といたします。よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提第 20 号に対する討論を終わります。

これから議提第 20 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 20 号道路特定財源の確保に関する意見書は原案のとおり可決されました。

日程第 30、議提第 21 号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。3 番市川雄次議員。

【3 番（市川雄次君）登壇】

3 番（市川雄次君） 議提第 21 号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条の規定により提出いたします。

平成 19 年 12 月 21 日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員市川雄次、賛成者、同じく飯尾善紀、同じく池田好隆、同じく宮崎信一、同じく菊地衛、同じく佐々木正己、同じく山田明です。

この内容につきましては、まず 1 回読みますね。

にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例。

にかほ市議会委員会条例（平成 17 年にかほ市条例第 195 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1)総務常任委員会 8 人

総務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員に関する事項及び他の常任委員会の所管しない事項

(2)教育民生常任委員会 8 人

市民部、健康福祉部、教育委員会に関する事項

この内容につきましては、消防本部を教育民生常任委員会から総務常任委員会の所管へと移行するというごさいます。以上です。

議長(竹内睦夫君) これから議提第 21 号の説明に対する質疑を行います。質疑ございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 質疑なしと認め、これで議提第 21 号の質疑を終わります。

これから議提第 21 号の討論を行います。討論ございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 討論なしと認め、これで議提第 21 号に対する討論を終わります。

これから議提第 21 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長(竹内睦夫君) 起立全員です。したがって、議提第 21 号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成 19 年第 9 回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後 1 時 59 分 閉 会